

平成 23 年度沖縄平和芸術祭事業運営委員会設置要項

平成 23 年 5 月 16 日
(社) 沖縄県対米請求権事業協会
会長決定

1 目的

琉球芸能、洋楽演奏会及びシーサー展等を開催し、戦争体験を踏まえて普遍的な平和文化を創造するための芸術創造の息吹を糸満市摩文仁から国内外に発信する。そのため、各実施本部の事業内容についての助言及び事業運営に係る協力を得るべく運営委員会を設置する。

2 職務

- (1) 平和音楽祭、シーサー大賞展、フラワー祭り及び能楽公演の各事業実施本部の事業内容に関わる業務
- (2) 同事業の運営及び評価に関する助言
- (3) その他

3 運営委員任期

任期は 1 年とする。

4 運営委員構成

- (1) 運営委員会に、委員長 (1 名)、委員 (5 名以内) を置く。
- (2) 委員長、委員は、(社) 沖縄県対米請求権事業協会、沖縄県立芸術大学、糸満観光農園、沖縄平和祈念堂、糸満市役所商工観光課から推薦されたもので構成する。
なお、業務の必要に応じて、定員の範囲内で臨時の委員を適宜置くことが出来る。

5 会議は、必要に応じて開催する。

6 委員長及び委員並びに臨時委員は、(社) 沖縄県対米請求権事業協会会長が委嘱する。

7 運営委員会の庶務は、事務局において処理する。